

2023 年度
事業報告書
(概要版)

公益財団法人海外漁業協力財団

目 次

I 〈我が国海外漁業を取り巻く情勢〉	1
1 一般情勢	1
2 外国 200 海里内における操業	1
3 国際機関における動き	3
3－1 底魚等を対象とした国際機関における動き	3
3－2 マグロ類を対象とした国際機関における動き	4
3－3 その他の国際機関における動き	7
II 〈財団の海外漁業協力事業〉	8
1 水産関連施設機能回復推進事業	8
2 水産技術普及推進事業	8
3 国際資源管理対策推進事業	8
4 課題別研修事業	8
5 カーボンニュートラル技術等支援事業	9
6 水産物有効利用開発事業	9

I 〈我が国海外漁業を取り巻く情勢〉

1 一般情勢

2022 年の世界の漁業生産量のうち漁獲量は前年対比 0.6%減の 9,229 万トン（2021 年：9,282 万トン）となった。養殖生産量は拡大を続け 1 億 3,092 万トン（2021 年：1 億 2,623 万トン）に達し、引き続き漁業生産量を上回った。この結果、全生産量では前年対比 1.9%増の 2 億 2,321 万トンを記録した。

一方、我が国の 2022 年における漁業生産量（内水面含む）は、前年対比 7.0%減の 301 万トン（2021 年：323 万トン）、養殖生産量（内水面含む）は前年対比 1.7%減の 94 万トン（2021 年：96 万トン）となった。この結果、漁業・養殖業全体の生産量は 395 万トンとなり、国別生産量では 12 位となった。このうち遠洋漁業の生産量は前年対比 6.1%減の 26 万トン（2021 年：28 万トン）となり、海面漁業生産量 295 万トンに占める割合は 8.9%となった。また、2022 年の水産物輸入量は、222 万トン（2021 年：220 万トン）と前年に比べ 0.9%増加し、水産物輸出量は、63 万トン（2021 年：66 万トン）と前年に比べ 3.8%減少した。

このような状況の中、海外漁場の確保と水産物の安定供給は引き続き重要な課題となっている。

2 外国 200 海里内における操業

外国 200 海里水域内での操業については、入漁料の引き上げ要求、現地乗組員の雇用など操業条件は厳しいものとなっているが、2023 年時点で政府間協定締結国 12 か国 14 件、民間協定締結国 21 か国 21 件の合計 35 件の二国間漁業協定が締結されており、我が国水産庁及び関係業界による海外漁場確保のための粘り強い交渉が継続されている。

（1）二国間協定に基づく操業

二国間協定に基づくものの多くは、かつお・まぐろ漁業に関するものである。その中でも、我が国にとって極めて重要な漁場である太平洋島嶼国水域では、2023 年 12 月時点で、政府間協定に基づきキリバス共和国、ソロモン諸島、ツバル及びマーシャル諸島共和国の 4 か国、民間協定に基づきミクロネシア連邦、ナウル共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国及びフィジー共和国の 5 か国、合計 9 か国との間に我が国漁船が入漁可能な枠組みがある。

アフリカ諸国沖合水域では、2023 年 12 月時点で、政府間協定に基づきセネガル共和国、モロッコ王国の 2 か国、民間協定に基づきカーボベルデ共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和

国、コートジボワール共和国、サントメ・プリンシペ共和国、シエラレオネ共和国、赤道ギニア共和国、セーシェル共和国、タンザニア連合共和国、マダガスカル共和国、モザンビーク共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国の 15 か国、合計 17 か国との間に我が国漁船が入漁可能な枠組みがある。

ロシアとの漁業関係については、3つの政府間協定があり、我が国漁船の操業継続に向けた協議が行われている。

1984 年 12 月に「日ソ地先沖合漁業協定」が締結され、日ソ双方による相手国 200 海里水域内における操業が可能となり、我が国漁船は、サンマ・マダラ・イカ等を対象としている。

1985 年 5 月には「日ソ漁業協力協定」が締結され、ロシア河川を起源とする遡河性魚種(サケ・マス)を対象とする我が国漁船の操業が可能となっている。

また、1998 年 2 月に締結された「北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組み協定」により、北方四島周辺水域において我が国漁船が安全に操業できる枠組みが合意されている。

以上の他、民間協定として 1963 年 6 月に「日口貝殻島昆布採取協定」が締結されている。

アジア地域においては、中国との間で 1997 年 11 月に「新日中漁業協定」が締結（2000 年 6 月発効）された。相互入漁については、両国の意見の隔たりが残ることから、2017 年以降協議を継続している。韓国との間では、1998 年 11 月に「新日韓漁業協定」が締結（1999 年 1 月発効）された。日韓漁業共同委員会では、2016 年 6 月に開催された第 17 回日韓漁業共同委員会において 2016 年漁期の相互入漁条件等が妥結にいたらず、同年 7 月以降、相互に入漁しない状態が続いている。

（２）海外漁業合併による操業

中国及び欧米諸国等における水産物需要の増大に伴う価格高騰等により、買い付けによる必要な水産物の確保が困難な状況の中、我が国漁業者の直接投資による海外漁業合併事業は、今後とも我が国への水産物の安定供給の一翼を担うものとして期待されている。

海外漁業合併事業は、水産資源問題、市況及び為替の変動等の他、相手国経済・社会情勢の影響を受けやすく、安定的な経営の継続が容易ではない。したがって、漁業合併で海外進出する場合には、現地の投資環境、経済・社会情勢、資源の状況及び国内外の市況を十分に把握し、長期的な視野に立って慎重に執り進めることが必要となる。また、海外漁業合併事業は、相手国にとって、水産技術及び経営ノウハウの導入、外貨の獲得、雇

用機会の創出等への貢献が大きく、自国漁業の発展及び地場産業振興のための有力な方策として、関係沿岸国から期待されている。

財団は、我が国漁業者を通じ、これまで多数の海外漁業合弁法人等の設備投資等に対する融資を行い水産物の安定供給に貢献してきている。2022年におけるこれら現地合弁法人等の水産物の売上数量を可能な範囲で調査したところ、概数ではあるが約 62 万トンであり、これに我が国遠洋漁業の生産量約 30 万トンを加えれば、我が国排他的経済水域以外の水域における海外漁業の重要性は、我が国への水産物供給という観点から依然として高いと考えられる。

(3) 用船方式等による入漁

関係沿岸国の現地法人への漁船の貸渡方式(用船方式)により、我が国まぐろ漁船が南アフリカ水域で操業を行っている。

3 国際機関における動き

公海における操業については、国連が公海漁業を管理する各種の協定や決議を採択するとともに、高度回遊性魚種やストラドリング魚種については、地域毎に国際機関が設けられ、それらの枠組みの中で資源の保存管理措置が定められている。これらの措置の多くは、資源の持続的利用及び海洋生態系保護の視点から導入されたものである。

3-1 底魚等を対象とした国際機関における動き

トロール漁業による公海操業は、天皇海山においてクサカリツボダイ、キンメダイ等の操業が行われている他、CCAMLR（南極海洋生物資源保存委員会）、SEAFO（南東大西洋漁業機関）及び SIOFA（南インド洋漁業協定）の管轄する公海水域においては、メロ、オキアミ、キンメダイ、マルズワイガニなどを対象とする操業が行われている。

天皇海山水域での操業を含む北太平洋の公海域操業（まぐろ類を対象とするものを除く。）については、北太平洋の公海における海洋生態系を保護しつつ漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、北太平洋漁業委員会（NPFC）が設立され、我が国は 2012 年 7 月に受諾書を寄託し、事務局が東京に設置された。

2024 年 4 月に大阪にてウェブ会議併用で開催された第 8 回年次会合の結果、2024 年のサンマの資源管理措置について、NPFC 条約水域（公海）での総漁獲可能量（TAC）を 13.5 万トン（前回年次会合で 15 万トンで合意されていたものから 1.5 万トン減）とすることや、公海におけるマサバの漁獲量を 10 万トンに制限する措置に合意した。

3-2 マグロ類を対象とした国際機関における動き

(1) 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)

第 20 回年次会合がクック諸島（ラロトンガ）において 2023 年 12 月に対面及びウェブ併用で開催された。

ア. 太平洋クロマグロの資源管理措置

小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置（小型魚の漁獲上限を 1.47 倍して大型魚に振替可）の上限拡大が、採択された。

（現行）漁獲上限の 10%	（拡大後）漁獲上限の 30%
---------------	----------------

※韓国については、2021 年まで大型魚の漁獲枠がなかったことから、特例として、現行 25%とされており、これが 40%に拡大。

イ. カツオの資源管理措置

漁獲量・漁獲努力量が基準値（昨年の年次会合で採択された新たな管理方式に基づくもの）を上回った場合に、措置を見直す規定を追加。

ウ. メバチの資源管理措置

資源動向を踏まえ、以下の措置を改正。

- ・ まき網における集魚装置（FADs）使用禁止期間

対象水域	現行措置	改正後
EEZ	3 か月	1.5 か月
公海	5 か月	2.5 か月

- ・ はえ縄のメバチ漁獲上限

（単位：トン）

対象水域・地域	現行措置	改正後
日本	18,265	18,265 *1
中国	8,224	8,224 *1
インドネシア	5,889	5,889 *1
韓国	13,942	13,942 *1
台湾	10,481	10,481 *1
米国	3,554	6,554 *2

*1：オブザーバーカバー率（現行 5%義務）の増加に応じて、漁獲上限を最大 10%増やすことが可能。

*2：これまで米国海外領土（グアム・北マリアナ・米領サモア）の漁獲として計上されていた 3,000 トンを移管。

エ. 次回会合

2024 年 12 月にフィジー共和国で開催される予定。

(2) ナウル協定加盟国 (PNA)

PNA の 8 か国は、FFA (太平洋諸島フォーラム漁業機関) 加盟国の中でも特に広大で良好なかつお・まぐろ漁場を有しており、近年、自国 EEZ 内に生息する漁業資源からより大きな利益を得ようとする動きが活発になっている。2010 年 4 月に PNA 事務局がマーシャル諸島共和国のマジュロに開設された。

2010 年 2 月には、第 1 回 PNA 大統領サミットがパラオ共和国のコロールで開催され、同年 11 月には漁船の漁獲能力を「隻数」ではなく「漁船が漁場で操業する日数 (VD)」で管理する隻日数制度 (VDS) の導入を決定するとともに、PNA 加盟国の排他的経済水域で囲まれる公海での操業禁止を決定するなど、大きな影響力を持つようになってきた。

VDS は、現在、まき網漁業について加盟 8 か国で導入され、はえ縄漁業についても導入が進んでいる。

(3) みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)

第 30 回年次会合が韓国 (釜山) において 2023 年 10 月に対面で開催された。結果概要は以下のとおり。

ア. ミナミマグロの総漁獲可能量 (TAC)

科学委員会からの勧告に従い 2024 年から 2026 年までの毎漁期の TAC を 2023 年の TAC から 3,000 トン増加の 20,647 トンとすることが合意された。

イ. ミナミマグロの資源管理措置

2024 年から 2026 年までの毎漁期の国別配分が合意され、我が国の配分は 2023 年から 1,050 トン増の 7,295 トンとなった。

ウ. 次回会合

2024 年 10 月に台湾で開催予定。

(4) インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)

第 27 回年次会合がモーリシャス共和国で 2023 年 5 月に対面及びウェブ併用で開催された。結果概要は以下のとおり。

ア. メバチの資源管理措置

資源管理措置が合意され、国別漁獲上限が新たに設定された (我が国は、

2024 年、2025 年はそれぞれ 3,684 トン以下に制限）。

イ. キハダマグロの資源管理措置

資源状況が懸念されているキハダについて、国別漁獲上限の引き下げは合意されず、現在の措置を継続し、引き続き議論を続けることになった。

ウ. FADs の資源管理措置

集魚装置（FADs）の措置の見直しは合意されず、引き続き議論を続けることとなった。

エ. 次回会合

2024 年 5 月中旬にバンコク（タイ）で開催予定。

（5）全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）

第 101 回年次会合がカナダ（ビクトリア）で 2023 年 8 月に対面及びウェブ併用で開催された。結果概要は以下のとおり。

ア. メバチ・キハダの資源管理措置

現行措置（2024 年まで有効）の実施状況のレビューが行われるとともに、巻き網漁業におけるメバチ漁獲量の正確な把握のための管理プロジェクトの継続が承認された。

イ. 太平洋クロマグロの資源管理措置

2023 年 7 月に開催された WCPFC 北小委員会・IATTC 合同作業部会で合意された暫定的な管理ルール（資源回復目標（初期資源量の 20%）達成後、新たな管理方式の策定までの間に適用するもので、資源が初期資源量の 20% 以上に維持される範囲で、管理措置の変更が可能）を採択。

ウ. 北太平洋ビンナガの資源管理措置

中長期的に適用される北太平洋ビンナガの管理枠組みに関する具体的な漁獲制御ルールを含む管理方式を採択。

エ. 次回会合

2024 年 9 月に開催予定、開催地未定。

（6）大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）

第 28 回年次会合が 2023 年 11 月にエジプト（ニューカイロ）で対面及びウェブ併用で開催された。結果概要は以下のとおり。

ア. メバチの資源管理措置

漁獲可能量（TAC）と国別割当、集魚装置（FADs）の規制等について議論を行ったものの、合意には至らず、2023 年の措置を 2024 年も継続することとなった。2023 年 TAC 62,000 トン（うち我が国割当量 13,980 トン）

イ. 次回会合

2024 年 11 月に開催予定、開催地未定。

3-3 その他の国際機関における動き

（１）絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）

2022 年 11 月にパナマ共和国のパナマシティで第 19 回締約国会議が開催された。メジロザメ科のサメ類、サカタザメ科のエイ類、熱帯域に生息するナマコ類の付属書Ⅱへの新規掲載提案がいずれも採択された。

次回締約国会議は 2025 年開催予定であるが開催地は未定である。

（２）国際捕鯨委員会（IWC）

2018 年 9 月にブラジル連邦共和国のフロリアノポリスで開催された第 67 回年次総会で、我が国提案の「IWC 改革案」が、「商業捕鯨につながるいかなる提案も認めない」とする反捕鯨国から強硬に反対され、投票の結果否決されたことから、我が国は IWC の枠組みの中では、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明らかとなったと判断し、2018 年 12 月 26 日に IWC からの脱退を表明し、2019 年 6 月 30 日に脱退、同年 7 月 1 日から我が国の領海及び排他的経済水域を対象海域として商業捕鯨を再開した。

2022 年 10 月にスロベニアで開催された第 68 回年次総会に、我が国は初めてオブザーバーとして参加することとなった。同年次総会においては、鯨類保護を目的とする南大西洋サンクチュアリの設定が提案されたが、定足数に満たず採決に至らなかった。また、鯨類を食料として位置付けるよう求める食料安全保障に関する提案と、モラトリウム解除及び捕鯨産業の秩序ある発展を目指した鯨類資源の保存と管理プログラムの実施に関する提案は、次回年次総会で継続審議されることとなった。我が国は、オブザーバーという立場ながら、今後も国際機関と連携しつつ、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献していくこととしている。

次回年次総会は、2024 年にペルーで開催される予定である。

Ⅱ〈財団の海外漁業協力事業〉

このように年々厳しさを増す国際漁業環境に対応して、我が国海外漁場の維持・確保を図るため、当財団は、2023 年度においては国際漁業振興協力事業費補助金及び水産関係民間団体事業補助金を受け、海外漁場確保と海外漁業協力とを一体的に推進するとの国の施策に基づき、水産庁の指導及び関係団体等の協力を得て、次の各事業を実施した。

1 水産関連施設機能回復推進事業

(1) 地域巡回機能回復等推進事業

太平洋島嶼国の関係沿岸国の水産業振興に資するため、水産関連施設の修理・修復等の分野に精通した専門家の派遣、資機材の供与を伴う水産関連施設の修理・修復及びメンテナンスに関する技術移転、漁民組織等の活性化を図るための助言等を、太平洋地域のミクロネシア連邦、パラオ共和国、マーシャル諸島共和国、キリバス共和国、ソロモン諸島、ナウル共和国、ツバル、フィジー共和国及びパプアニューギニア独立国の9か国において実施した。

(2) 拠点機能回復等推進事業

関係沿岸国の水産業振興に資するため、専門家を派遣して水産関連施設の修理・修復及び施設のメンテナンス並びに施設の運営管理に関する技術移転をモザンビーク共和国において実施した。

2 水産技術普及推進事業

関係沿岸国の水産振興に資するため、沿岸漁業振興、資源管理、増養殖及び水産加工等の協力に関する専門家の派遣、必要な技術指導等を、ソロモン諸島、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国及びモーリタニア・イスラム共和国の4か国において実施した。

3 国際資源管理対策推進事業

太平洋諸島フォーラム漁業機関（FFA）及び FFA 加盟途上国に対してまぐろ産業の振興等に係る助言を行った。

インド洋まぐろ類委員会（IOTC）及び IOTC 加盟国に対してマグロ類の資源データの収集に重要な魚種を同定する判別カードのヒンドゥー語及びベンガル語への翻訳を行い、IOTC 事務局にデータを提供した。また、漁民からの漁獲統計データ収集を目的とするアプリの IOTC 加盟国における利用状況について調査結果をとりまとめ IOTC 事務局に報告した。

4 課題別研修事業

我が国の民間ベースによる海外漁業協力事業の効果的な推進を図るた

め、関係沿岸国政府又は関係団体からの推薦を得て、①漁船員養成（乗船）コース、②水産指導者養成（資源管理）コースに延べ13か国から17名の研修生を受け入れ、漁船員としてあるいは資源管理指導者として必要になる水産技術に関する研修を実施した。

5 カarbonニュートラル技術等支援事業

製氷機に使用されている特定フロンをオゾン層保護のため代替フロンに転換するとともに、必要な資機材の供与及び技術移転をミクロネシア連邦で実施した。また、キリンサイ養殖は、二酸化炭素を海水中で隔離・固定することを通じて、ブルーカーボン増大に資することから、キリバスにおいて、二酸化炭素の固定量推定に必要な成長速度・流失量データの収集等の基礎調査を行った。

6 水産物有効利用開発事業

沿岸水産物を活用し、簡易調理による保存可能な加工品の開発を行うとともに実証的な販路等の調査をパプアニューギニア独立国で実施した。